

奈良市公報

第 2 9 0 号

平成25年3月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規則…………… 6
- 奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7
- 奈良市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7
- 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 8
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 8

告 示

- 一般競争入札の実施（2件）……………10
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………10
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………10
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………10
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集……………11
- 差押調書謄本等の公示送達……………11
- 森林整備計画の案の公衆縦覧……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 新設の事業計画のある道路の指定……………12
- 徴収事務の委託（2件）……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 住民票の職権削除……………13
- 徴収事務の委託……………13
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（3件）……………13
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………14
- 障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………14
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………15
- 新設の事業計画のある道路の指定……………15
- 開発行為に関する工事の完了……………15
- 同居表示の設定……………15
- 放置自転車等の保管（2件）……………15
- 一般競争入札の実施……………16
- 同居番号の変更……………17
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………17
- 放置自転車等の保管……………17

- 放置自転車等の処分……………17
- 差押解除通知書の公示送達……………17

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………18

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………19

選 挙 管 理 委 員 会

- 奈良市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧……………19
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………19
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………20

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………20

規 則

奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則
奈良市薬事法施行細則（平成14年奈良市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第2条の見出し中「店舗販売業店舗管理者」を「薬局等管理者」に改め、同条中「第28条第3項の規定による」を「法第7条第3項ただし書（法第17条第4項において準用する場合を含む。）及び法第28条第3項ただし書の」に、「店舗販売業店舗管理者兼務許可申請書（別記様式）」を「管理者兼務許可申請書（別記第1号様式）」に改める。

第3条を第9条とし、第2条の次に次の6条を加える。

（薬局等管理者の兼務許可書の交付）

第3条 市長は、前条に規定する申請に基づき兼務を許可したときは、管理者兼務許可書（別記第2号様式）を交付する。

（薬局等管理者の兼務許可書の書換え交付の申請）

第4条 前条に規定する管理者兼務許可を受けた者は、交付を受けた管理者兼務許可書の記載事項に変更を生じたときは、管理者兼務許可書書換え交付申請書（別記第3号様式）によりその書換え交付の申請をすることができる。

（薬局等管理者の兼務許可書の再交付の申請）

第5条 第3条に規定する管理者兼務許可を受けた者は、管理者兼務許可書を破り、汚し、又は失ったときは、管理者兼務許可書再交付申請書（別記第4号様式）によりその再交付の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする場合において、管理者兼務許可書を破り、又は汚したときは、当該管理者兼務許可書を添えるものとする。

3 管理者兼務許可を受けた者は、管理者兼務許可書の再交付を受けた後、失った管理者兼務許可書を発見したときは、直ちに、発見した管理者兼務許可書を市長に返納しなければならない。

（薬局等管理者の兼務許可の廃止届）

第6条 薬局等管理者の兼務許可を受けた者が当該許可を廃止したときは、速やかに、管理者兼務許可廃止届（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。ただし、管理店舗等が廃止になった場合、又は当該管理者が管理店舗等の管理者でなくなった場合は、管理者兼務許可廃止届が提出されたものとみなす。

（薬局製造販売医薬品製造販売承認書の交付）

第7条 市長は、法第14条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売承認の申請に基づき承認したときは、薬局製造販売医薬品製造販売承認書（別記第6号様式）を交付する。

（薬局製造販売医薬品製造販売承認整理届）

第8条 薬局製造販売医薬品製造販売業者は、法第14条第

1項に規定する医薬品製造販売承認を受けた品目のうち今後製造販売することがなくなった品目については、薬局製造販売医薬品製造販売承認整理届（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

別記様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第2条関係）

（宛先）奈良市長

管理者兼務許可申請書

申請者 氏名 住所 電話番号

年月日

④

次のとおり管理する薬局（店舗）以外の場所^④で薬事に関する実務に従事する許可を受けたいので、薬事法第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書の規定により申請します。

第7条第3項ただし書
第28条第3項ただし書

管理している薬局（店舗）名称					
管理している薬局（店舗）所在地					
兼務する場所	名	称			
	所	在	地		
	兼務する実務の内容				
備	考				

第3号様式(第4条関係)
管理者兼務許可書換え交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市指令 第 号

管理者兼務許可書

別記様式に次の6様式を加える。
第2号様式(第3条関係)

住所氏名様

申請者住所氏名電話
印

第7条
第17条
第28条
第3項ただし書
第4項において準用する第7条第3項ただし書の規定により、下記のとおり許可します。
第3項ただし書

下記により、管理者兼務許可書の書換え交付を申請します。

許可番号及び許可年月日	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
管理している薬局(店舗)名称	所在地	
管理者兼務許可書の奈良市指令番号及び年月日	奈良市指令 第 号	年 月 日
兼務する場所名称	所在地	
	兼務する実務の内容	
変更内容	事項	変更前 変更後
	変更内容	
変更年月日	年 月 日	
備考		

管理している薬局(店舗)名称	
管理している薬局(店舗)所在地	
兼務する場所名称	
兼務する場所所在地	
兼務する実務の内容	
備考	

年 月 日

奈良市長

印

第5号様式(第6条関係)

管理者兼務許可廃止届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所氏名
電話番号

印

下記により、管理者兼務許可廃止の届出をします。

許可指令番号	奈良市指令 第	号
許可年月日	年 月 日	
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
備考		

(注) 管理者兼務許可書を添付すること。

第4号様式(第5条関係)

管理者兼務許可書再交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者住所氏名
電話番号

印

下記により、管理者兼務許可書の再交付を申請します。

許可番号及び 許可年月日	第	号・	年	月	日
管理している 薬局(店舗)	名	称			
管理者兼務許可書の 奈良市指令番号及び年月日	所	在	地		
兼務する場所	名	称			
	所	在	地		
再交付申請の理由	兼務する実務 の内容				
	再交付申請の理由				
備考					

第6号様式 (第7条関係)

第7号様式 (第8条関係)

承認番号 第 号

薬局製造販売医薬品製造販売承認整理届

薬局製造販売医薬品製造販売承認書

住 所
氏 名
電 話

㊟

(宛先) 奈良市長

氏名 (法人にあつては、名称)

薬局の名称

下記品目については、今後製造販売することがないので、その製造販売承認の整理を届出します。

薬局の所在地

年 月 日付で申請のあつた薬局製造販売医薬品の製造販売を薬事法第14条第1項の規定により、申請のとおり承認します。

年 月 日

奈良市長

㊟

一連番号	販売名	承認番号	承認年月日	参考
備考				

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年2月5日揭示済)

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規則
をここに公布する。

平成25年2月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第2号

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行
規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市公共下水道の構造等の基準に
関する条例(平成24年奈良市条例第67号。以下「条例」
という。)第3条第3号に規定する規則で定める排水施
設及び処理施設、同条第5号の規則で定める措置、条例
第4条第1号の規則で定める数値、条例第5条第2号及
び条例第7条第6号の規則で定める措置に関し必要な事
項を定めるものとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるお
それのない排水施設又は処理施設)

第2条 条例第3条第3号に規定する規則で定める排水施
設又は処理施設は、次のいずれかに該当する排水施設及
び処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。)と
する。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るお
それのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合に
は、当該部分を流下する下水の上流端における水質が
次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条
に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、
当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生
活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそ
れがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行
規則(昭和42年建設省令第37号)第4条の3第2項に規
定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合に
おける検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないた
めの措置)

第3条 条例第3条第5号(条例第8条において準用する
場合を含む。)の規則で定める措置は、次に掲げる措置
とする。

(1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含
む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生じ
るおそれがある場合においては、当該排水施設又は処
理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しく

は固化若しくは碎石による埋戻し又は杭基礎の強化そ
他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生
じるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地
下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減の
ための措置

(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当
該排水施設又は処理施設に損傷が生じるおそれがある
場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他
の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、
施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、下水道
法施行令第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措
置を定める件(平成17年国土交通省告示第1291号)第
2条に規定する耐震性能を確保するために必要と認め
られる措置

(排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)

第4条 条例第4条第1号に規定する規則で定める排水管
の内径の数値は100ミリメートル(自然流下によらない
排水管にあっては、30ミリメートル)とし、同号に規定
する規則で定める排水渠の断面積の数値は5,000平方ミ
リメートルとする。

(汚泥処理施設の構造に関する措置)

第5条 条例第5条第2号に規定する規則で定める措置は、
次に掲げる措置とする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人
の健康の保護上の支障が生じないようにするための排
ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人
の健康の保護上の支障が生じないようにするための排
液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又
は人の健康の保護上の支障が生じないようにするため
の残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その
他の措置

(汚泥処理施設の維持管理に関する措置)

第6条 条例第7条第6号に規定する規則で定める措置は、
次に掲げる措置とする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人
の健康の保護上の支障が生じないようにするための排
ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人
の健康の保護上の支障が生じないようにするための排
液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又
は人の健康の保護上の支障が生じないようにするため
の残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年2月5日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第3号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（親族の範囲）

第1条の2 条例第6条及び第38条の2に規定する親族の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情（以下「内縁関係」という。）にある者その他婚姻の予約者を含む。）

(2) 3親等以内の血族又は姻族

第2条中「第7項」を「第8項」に改める。

第6条第1項中「条例第13条」の次に「（条例第23条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「連帯保証人についての」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書

第9条第2項第2号中「令第6条第4項各号のいずれか」を「条例第6条第1項第2号ア」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（水道使用料の算定等）

第11条の2 条例第20条第1号に規定する水道及び下水道の使用料のうち、市が設置した貯水槽から給水を受けるものに係る使用料の額は、子メーター（貯水槽から給水を受ける場合に各戸に設置した水道メーターをいう。）をもつて計量された水量により、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）及び奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）で定めるところにより算定するものとする。

2 入居者は、貯水槽から給水を受ける場合にあつては、前項の規定により算定された使用料を市に支払うものとする。

第13条の見出しを「（同居の承認申請等）」に改め、同条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第22条第2項第3号の規定により承認をしてはならない場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 入居者が同居させようとする者が入居者の配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）又は3親等以内の血族若しくは姻族でないとき。

(2) 入居者又は入居者が同居させようとする者が条例第38条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するとき。

(3) その他市長が別に定めるとき。

第14条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第23条第3項第3号の規定により承認をしてはな

らない場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 入居者が死亡した場合において、当該承認を受けようとする者が入居者の配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族でないとき。

(2) 入居者が退去した場合において、次のいずれかに該当するとき。

ア 入居者が離婚（内縁関係の解消を含む。）によらず退去したとき。

イ 当該承認を受けようとする者が入居者の配偶者でないとき。

(3) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たないとき（当該承認を受けようとする者が入居者の入居時からその死亡又は退去の時まで引き続き同居している者である場合を除く。）。

(4) 入居者又は当該承認を受けようとする者が条例第38条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するとき。

(5) その他市長が別に定めるとき。

別記第4号様式中

「1 連帯保証人の印鑑証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

2 連帯保証人が死亡したときその他奈良市営住宅を条例に定める要件を欠いたときは、請書を再提出してください。」

「1 入居者及び連帯保証人の押印は実印とし、それぞれの印鑑証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

2 連帯保証人が死亡したときその他奈良市営住宅条例に定める要件を欠いたときは、請書を再提出してください。

3 生活保護受給者、成年被後見人、被保佐人、破産者、入居決定者又は入居の承継を受けようとする者と同居する者は、連帯保証人になることができません。後日発覚した場合虚偽申請となりますのでご注意ください。また、奈良市がその他連帯保証人として不適格であると判断した場合は連帯保証人を変更いただく場合があります。」

改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年2月5日揭示済）

奈良市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第4号

奈良市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは金銭」を削る。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年2月5日揭示済)

奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第5号

奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは金銭」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年2月5日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第40号様式（表）中「2 所得金額 分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。」を「2 所得金額」に、

⑥	
⑦	

を

⑥	*
⑦	*

に、

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		

を

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		

に、

	保険会社名	支払保険料	保険会社名	支払保険料	支払金額計	左の内訳	控除額
生命保険料控除		円		円	円	内個人年金分	円
地震保険料控除						内旧長期損害保険料	

を

	適用の区分	支払保険料	適用の区分	支払保険料	適用の区分	支払保険料	控除額
生命保険料控除	新生命保険	円	新個人年金	円	介護医療	円	* 円
	旧生命保険		旧個人年金				
地震保険料控除	地震保険			旧長期損害保険		円	* 円

に改め、

同様式（裏）中「10 市外に居住されている方の記載欄」を「10 市外に居住されている方の記入欄」に、「利用形態」を「利用の形態」に、「11 所得がなかった方の記載欄」を「11 所得がなかった方の記入欄」に、「4 上記に該当しない方は、昨年中の生活費をどうされていきましたか。具体的に記入してください。」を「4 上記に該当しない方は、具体的に記入してください。」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適

用する。

(平成25年2月5日揭示済)

告 示

奈良市告示第60号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年2月1日

奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項

公共下水道築造工事(公5)(単11) 南京終町二丁目～四丁目地内ほか13件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年2月1日揭示済)

奈良市告示第61号

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平城浄化センター耐震補強に伴う仮設調整槽設置工事
- (2) 工事場所 奈良市朱雀三丁目地内
- (3) 工期 契約の日から平成25年3月29日まで
- (4) 工事概要 仮設調整槽設置工事 土工一式 本体工一式 付帯工一式
- (5) 予定価格 131,373千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 106,442千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、2者又は3者による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その構成員が次の条件に定める基準を全て満たしているものであること。

- (1) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

- (2) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員(監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置)

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (3) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年2月1日から平成25年2月22日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市

電子入札システムからダウンロードできます。)
4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成25年2月25日 午前10時15分
以下省略
(平成25年2月1日掲示済)

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。
平成25年2月1日
奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第62号

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105793	奈良県奈良市朱雀六丁目1番14号 コンフォート朱雀Ⅱ3-A	介護相談センター 福丸	京都府木津川市木津殿城90番地6	株式会社 福丸	平成25年2月1日
2970105801	奈良市富雄元町二丁目7-25 SSKビル0705号	株式会社 ユースコ	奈良市富雄元町二丁目7-25 SSKビル0705号	株式会社 ユースコ	平成25年2月1日
2970105819	奈良市六条二丁目4-8	利楽デイサービス 奈良六条	大阪府堺市堺区山本町一丁目20番地1 (513号)	株式会社 ヘルスケアグループ	平成25年2月1日

(平成25年2月1日掲示済)

奈良市告示第63号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。
その関係図書は、平成25年2月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
3 供用を開始する排水施設の位置

平成25年2月1日
公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸
1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年2月15日
2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市西大寺芝町一丁目、平松一丁目及び雑司町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
西大寺南幹線-256	奈良市西大寺芝町一丁目2561-1	奈良市西大寺芝町一丁目2519-2
平松幹線-102	奈良市平松一丁目748-4	奈良市平松一丁目748-1
平松幹線-103	奈良市平松一丁目748-1	奈良市平松一丁目758-1
油阪幹線-25	奈良市雑司町406-1	奈良市雑司町406-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年2月1日掲示済)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
医療法人北寿会 登美ヶ丘クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	平成25年2月1日

(平成25年2月1日掲示済)

奈良市告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成25年2月1日
奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成25年2月1日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人北寿会 登美ヶ丘クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成25年2月1日 平成25年2月1日
医療法人 北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番		
(平成25年2月1日揭示済)			
<p>奈良市告示第66号</p> <p>奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。</p> <p>平成25年2月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>次のとおり省略</p> <p style="text-align: right;">(平成25年2月1日揭示済)</p>		<p>2 縦覧期間</p> <p>自 平成25年2月1日</p> <p>至 平成25年2月28日</p> <p style="text-align: right;">(平成25年2月1日揭示済)</p>	
<p>奈良市告示第67号</p> <p>国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書謄本、同法第131条規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。</p> <p>なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。</p> <p>平成25年2月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 送達をすべき文書 差押調書謄本、配当計算書</p> <p>2 送達を受けるべき者 省略</p> <p style="text-align: right;">(平成25年2月1日揭示済)</p>		<p>奈良市告示第69号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成25年2月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成25年2月1日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。</p> <p>6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>7 引取りのための必要事項</p> <p>(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。</p> <p>(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。</p> <p>ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円</p> <p>イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)</p>	
<p>奈良市告示第68号</p> <p>森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により奈良市森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、奈良市森林整備計画の案を縦覧に供します。</p> <p>なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。</p> <p>平成25年2月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 縦覧場所 奈良市役所 観光経済部農林課</p>		<p>8 連絡先 奈良市市民生活部 防犯・交通安全課 電話0742-34-1111代表</p>	

(平成25年2月1日揭示済)

奈良市告示第70号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成25年2月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定年月日
平成25年2月1日
- 2 指定した道路の名称
奈良市北登美ヶ丘二丁目住宅地土地区画整理事業による事業計画道路 1号線、2号線、3号線、4号線、No.1歩道、No.2歩道、No.3歩道及びNo.4歩道
- 3 指定した道路の幅員
8.5m、6.0m及び4.0m
- 4 指定した道路の延長
814.09m
- 5 指定した道路の区域
別図のとおり

別図省略

(平成25年2月1日揭示済)

奈良市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺 プラザ12階 弁護士法人 関西法律特許事務所 社員弁護士 村林 隆一	<ul style="list-style-type: none"> ① 奈良市生業資金貸付規則（昭和59年奈良市規則第27号）による貸付金の元利償還金 ② 奈良市身体障害者福祉資金貸付規則（昭和46年奈良市規則第34号）による貸付金の元利償還金 ③ 奈良市世帯更生援護資金貸付規則（昭和42年奈良市規則第25号）による貸付金の元利償還金 ④ 奈良市母子福祉奨学資金貸与規則（昭和27年奈良市規則第5号）による貸付金の元利償還金 ⑤ 奈良市母子福祉生業資金貸付規則（昭和27年奈良市規則第3号）による貸付金の元利償還金 ⑥ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による貸付金の元利償還金 ⑦ 奈良市水洗便所設備資金貸付基金条例（昭和41年奈良市条例第7号）による貸付金の元利償還金

- 2 委託の期間
平成25年2月1日から平成27年3月31日まで
(平成25年2月4日揭示済)

奈良市告示第73号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年2月4日

奈良市長 仲川 元庸

項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年2月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条宮前町7番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	奈良市都祁交流センター 使用料 奈良市都祁体育館使用料

- 2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	奈良市都祁交流センター 使用料 奈良市都祁体育館使用料

(平成25年2月4日揭示済)

奈良市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年2月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年2月4日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年2月4日揭示済)

奈良市告示第74号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成25年2月4日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成25年2月4日揭示済)

奈良市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年2月4日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階 弁護士法人 関西法律特許事務所 社員弁護士 村林隆一	奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）、奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）、奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）、奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）、奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）、奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）に基づき、賃貸した住宅家賃を滞納した退去者に係る使用料

2 委託の期間

平成25年2月1日から平成27年3月31日まで

(平成25年2月4日揭示済)

奈良市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス再美	奈良県奈良市西木辻町206やぎもとビル1階	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年1月1日 平成25年1月1日
株式会社 S. R. K	奈良県奈良市押熊町459番地の7ソレーユA103		

(平成25年2月5日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社 ユースコ	奈良県奈良市富雄元町二丁目7-25 SSKビル705号	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成25年2月1日 平成25年2月1日

株式会社 ユースコ	奈良県奈良市富雄元町二丁目7-25 SSKビル705号	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成25年2月1日 平成25年2月1日
介護相談センター 福丸	奈良県奈良市朱雀六丁目1番地14コンフォート朱雀II 3-A	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成25年2月1日 平成25年2月1日 平成25年2月1日
株式会社 福丸	京都府木津川市木津殿城90番地6		

(平成25年2月5日揭示済)

奈良市告示第78号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
茶話本舗デイサービス奈良五条亭	奈良県奈良市五条西一丁目29-17	居宅 通所介護	平成25年1月1日
株式会社ケアフォレスト	京都府京田辺市三山木高飛44-1		

(平成25年2月5日揭示済)

奈良市告示第79号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、同法による指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年2月5日

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101902	一般社団法人セレニティーパークジャパン	635-0065	奈良県大和高田市東中二丁目10番18号	アルコールケアセンター	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目3番13 1階、2階	自立訓練(生活訓練)
2920100217	特定非営利活動法人地域活動支援センターふろぼの	630-0257	奈良県生駒市元町二丁目1-19 元町ストリートビル1階	GHふろぼの	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町35番さやか杉ヶ町マンション205号・206号・301号・406号	共同生活援助

(平成25年2月5日揭示済)

奈良市告示第80号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定し指定年月日 平成25年2月1日

ましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成25年2月5日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100447	株式会社サンケア	631-0078	奈良県奈良市富雄元町二丁目6番33号(2階)	サンケア・アシスト	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地	計画相談支援

(平成25年 2月 5日 掲 示 済)

奈良市告示第81号
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項
 指定年月日 平成25年 2月 1日

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。
 平成25年 2月 5日
 奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100455	株式会社サンケア	631-0078	奈良県奈良市富雄元町二丁目6番33号（2階）	サンケア・アシスト	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地	障害児相談支援

(平成25年 2月 5日 掲 示 済)

奈良市告示第82号
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。
 平成25年 2月 5日
 奈良市長 仲 川 元 庸

- 指定年月日
平成25年 2月 5日
- 指定した道路の名称
奈良市道中部第1476号線及び第1477号線
- 指定した道路の幅員
9.5m
- 指定した道路の延長
690.0m
- 指定した道路の区域
別図のとおり
別図省略

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

- 道路
奈良市南京終町一丁目75番1の一部、76番1の一部及び76番4の一部
- 下水道
奈良市南京終町一丁目75番1の一部、76番1の一部及び76番4の一部

(平成25年 2月 6日 掲 示 済)

(平成25年 2月 5日 掲 示 済)

奈良市告示第83号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
 平成25年 2月 6日
 奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成24年12月12日 奈良市指令都整開 第12A-41号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年 2月 6日 第1342号
公共施設 平成25年 2月 6日 第610号
- 開発区域に含まれる地域
奈良南京終町一丁目75番1の一部、76番1の一部及び76番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1-4
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

奈良市告示第84号
 奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。
 平成25年 2月 7日
 奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略
 (平成25年 2月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第85号
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
 平成25年 2月 7日
 奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年 2月 7日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
 (平成25年 2月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第86号
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年2月8日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年2月8日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年2月8日揭示済)

奈良市告示第87号

ならまち駐車場に係る市有財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年2月12日

奈良市長 仲川 元 庸

- 第1 入札に付する事項
 - 1 件名 ならまち駐車場用地貸付け
 - 2 貸付期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
 - 3 貸付物件 下表のとおり

所在地	奈良県奈良市高畑町1112番1他
地目	宅地
貸付面積	約3,900㎡(同一敷地内の事務所建物の建築部分を除く。)
駐車台数	自動車用132台、自動二輪用20台
最低貸付料	3,230,000円

《注意事項》

- 1) 入札説明会及び現地説明会は実施しません。
- 2) 落札者は、貸付期間中、駐車場の設備の保守など、営業ができない場合を除き、継続的に駐車場の時間貸しをしなければなりません。
- 3) 最低貸付料を予定価格とします。
- 4) 最低貸付料は、1箇月間の貸付期間の金額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- 5) 貸付範囲には、フェンス、側溝、植栽等の付帯部分についても、貸付期間中は落札者が物件全体の管理責任を負うものとする。また、費用については落札者の負担とします。

- 第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次のいずれにも該当しない法人であること。
(1) 駐車場に関し、過去1年以上継続運営している実

- 績を有しない者
- (2) 市税(奈良市外の事業者にとっては国税)を滞納している者
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中である者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 施行令第167条の4の規定に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員

第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領の配布場所並びに配布期間

- 1 配布場所 奈良市都市整備部都市計画室交通政策課(奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟3階)
- 2 配布期間 平成25年2月12日(火)から同年2月19日(火)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時~正午、午後1時~午後5時

第4 入札参加申込みの方法

- 1 一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格をみたます者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、直接持参により提出すること。
(1) 提出期間 平成25年2月12日(火)から同年2月19日(火)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時~正午、午後1時~午後5時
(2) 提出場所 第3の1に同じ。
- 2 受付期間中に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。
- 3 入札参加申込みを行った者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書を平成25年2月22日(金)までに発送します。

第5 現地説明会

申込者を対象に、平成25年2月21日(木)午後2時、現地にて行います。

第6 質疑に関する事項

一般競争入札実施要領等に関して質疑のある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

- 1 提出先 第3の1に同じ。
メールアドレス kotsuseisaku@city.nara.lg.jp
- 2 受付期間 平成25年2月12日(火)から同年2月14日(木)午後5時まで
- 3 回答日 平成25年2月18日(月)
すべての質問と回答を取りまとめ、奈良市ホームページ

ジ上に掲載します。

第7 入札に関する事項

1 入札方法 持参入札

(1) 入札書は、1法人につき1通とします。

(2) 入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字及び物件番号、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。

(3) 落札決定にあたっては、1箇月間の貸付料の金額(消費税及び地方消費税を除く。)をもって落札価格としますので、入札書にはその金額を記載してください。

2 入札の日時 平成25年2月26日(火)午後1時30分
入札完了と同時に開札します。

3 入札の場所 奈良市役所 入札室

以下省略
(平成25年2月12日揭示済)

奈良市告示第88号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成25年2月13日
奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略
(平成25年2月13日揭示済)

奈良市告示第89号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年2月14日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
利楽デイサービス奈良六条	奈良県奈良市六条二丁目4-8	居宅 通所介護	平成25年2月1日
株式会社ヘルスケアグループ	大阪府堺市堺区山本町一丁目20番地1-513号		

(平成25年2月14日揭示済)

奈良市告示第90号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年2月14日
奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 移動年月日
平成25年2月14日
 - 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成25年2月14日揭示済)

年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成25年2月14日
奈良市長 仲川元庸

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
 - 処分対象自転車の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
 - 処分年月日
平成25年2月28日
 - 処分対象自転車等の移動年月日
平成24年8月2日、同月5日、同月7日、同月9日、同月10日、同月17日、同月20日、同月23日、同月24日及び同月28日
- (平成25年2月14日揭示済)

奈良市告示第92号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第80条第1項の規定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞

奈良市告示第91号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59

納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年2月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年2月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第2号

自動販売機設置に係る局有財産の貸付について、次のと

おり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年2月15日

奈良市水道事業管理者

池田修

第1 入札に付する事項

- 1 件名 自動販売機設置に係る局有財産の貸付
- 2 貸付期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 貸付物件 それぞれ下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積 (注1) (㎡)	設置台数	販売品目	入札予定価格 (注2) (3年間の最低貸付料の総額)
①	水道局本局	地下1階南出入口	2.72	2	缶又はペットボトル飲料	22,422円
	緑ヶ丘浄水場	1階会議室外南側	0.92	1		
②	水道局本局	地下1階南出入口	1.00	1	紙コップ飲料	7,188円
③	水道局本局	地下1階南出入口	1.15	1	栄養ドリンク等のビン飲料	8,265円

注1 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。

注2 入札予定価格は、消費税及び地方消費税を含まない額です。

4 入札条件等

- (1) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置すること。
- (2) 貸付期間の更新はありません。
- (3) 入札予定価格には、別途、契約者が負担すべき光熱水費等は除かれています。
- (4) それぞれの物件に係る年間売上額の実績については、【別紙】貸付物件一覧を参照してください。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

「水道局有財産の貸付に係る一般競争入札実施要領」(以下「要領」という。)の「②入札参加申込み」の「2入札参加資格」のいずれにも該当しない法人であること。
※奈良市水道局のホームページ (<http://www.h2o.nara.nara.jp/>) からダウンロード可です。

第3 入札関係書類の配布場所及び配布期間

- 1 配布場所 奈良市水道局ホームページからダウンロードしてください。
- 2 配布期間 平成25年2月15日(金)から同年3月6日(水)まで

第4 入札参加申込みの方法

- 1 要領の定めるところに従い、一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格を満たす者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、直接持参により提出してください。
- (1) 提出期間 平成25年2月15日(金)から同年3月

6日(水)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所 奈良市水道局業務部経理課入札係
(奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局本局1階)

2 提出期間に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

3 入札参加申込みを行った者に対しては、入札参加資格に関する所定の審査を行った後、一般競争入札参加資格審査結果通知書を平成25年3月12日(火)までに発送します。

第5 入札説明及び現地説明会

実施しませんが、設置場所の見学は可能です。見学を希望する入札参加者は、下記にご連絡ください。

【水道局本局】 奈良市水道局業務部総務課
0742 (34) 5200 (内線272)

【緑ヶ丘浄水場】 奈良市水道局技術部浄水課
0742 (22) 6456

第6 質疑に関する事項

本入札に関して質疑のある場合は、要領の定める様式によって、電子メールにより提出してください。

- 1 提出先 奈良市水道局業務部総務課
(奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局本局3階)

メールアドレス
suidou-soumuka01@city.nara.nara.jp

2 受付期間 平成25年 2月15日(金) から同年 2月22日(金) 午後 5時まで

3 回 答 日 平成25年 2月28日(木)
すべての質問と回答を取りまとめ、奈良市水道局ホームページ上に掲載します。
個別には回答しません。

第7 入開札に関する事項

1 入札方法 持参入札

- (1) 入札書は、1法人につき1通とします。
- (2) 入札書は、1物件につき1通とします。
- (3) 入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書在中」の文字及び物件番号、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。
- (4) 落札決定に当たっては、貸付期間中(3年間)の貸付料の総額(消費税及び地方消費税を除く。)をもって落札価格としますので、入札書にはその金額を記載してください。

2 入開札の日時 それぞれ下表のとおりとします。

物件番号	入開札の日時(入札完了と同時に開札します。)	入開札の場所
①	平成25年 3月19日(火) 午前10時	奈良市水道局 4階大会議室 北側
②	平成25年 3月19日(火) 午前10時15分	
③	平成25年 3月19日(火) 午前10時30分	

3 その他 要領④による。

以下省略

(平成25年 2月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第1号

平成25年 2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成25年 2月 7日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成25年 2月12日(火)
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成24年度 3月補正予算要求について

- (2) 平成25年度予算要求内示額について
- (3) 市長専決処分報告について
- (4) 奈良市子ども・子育て会議条例の制定について
- (5) 奈良市立図書館資料の収集方針及び資料選択基準の一部改正について
- (6) 奈良市立図書館資料除籍基準の一部改正について
- (7) 奈良市立図書館資料除籍規程の一部改正について
- (8) 平成24年度奈良市立幼稚園修了式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級の卒業式における奈良市教育委員会祝辞等について

議 事

議案第50号 奈良市スポーツ推進計画の策定に係る意見について

議案第51号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について

議案第52号 奈良市指定文化財の指定について

議案第53号 平成25年度奈良市教育目標について

議案第54号 平成25年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第55号 平成24年度奈良市少年指導委員の解嘱及び委嘱について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 1月~2月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。
(平成25年 2月 7日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第1号

平成25年 1月 1日現在で調製した奈良市農業委員会委員選挙人名簿を、平成25年 2月23日から平成25年 3月 9日までの間、毎日午前 8時30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年 2月 1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年 2月 1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成25年 3月 2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年 3月 3日から平成25年 3月 7日までの間、毎日午前 8時30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年 2月 1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成25年2月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年3月3日から平成25年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年2月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成25年2月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会平成25年2月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年2月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 岡 田 善 至

1 日時

平成25年2月14日（木） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（1月専決処理分）
- (4) 水田利用転換届出について（1月専決処理分）
- (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (6) 知事許可について（1月許可分）
- (7) 非農地証明について（1月分）

(平成25年2月7日揭示済)